

KALZA 無料レンタルサービスに関する規約

KALZA が無料で提供する自動式の販売機、手動式の販売機、カプセル販売機、ゲーム機など（以下、KALZA 商材または本サービスの商材と示す）の設置・メンテナンス（以下、本サービスと示す）に

関する規約を定義する。

本サービスを受ける者は、本サービスを利用するにあたり定めた規約に同意したものとす
る（以下、本規約と示す）

1：無料の定義

本サービスは、弊社の定めたエリアにおいて、店舗をかまえる商業店舗に、KALZA が提供する商材を設置して、設置場所にて投入された売上から決まった利率配分をお店に支払い、残りを弊社がレンタル代金として徴収する事で、実質無料で提供するものである。
ただし以下の場合には、依頼主もしくは設置する店舗様にて負担するものとする。

- ・ KALZA 商材を設置または営業開始するにあたり発生する付帯工事費用一式。
- ・ KALZA 商材を設置または営業開始するにあたり近所周辺に告知や説明会を行うなど間接的な費用を要する場合の費用一式。
- ・ KALZA 商材を設置または営業開始にあたり出たクレームや苦情により発生した費用一式。
- ・ KALZA 商材を運搬して、通常使用の範囲で設置し営業を開始する事に関係しない費用一式。
- ・ KALZA 商材を設置または営業開始にあたり店舗側に発生した人件費や電気代などの店舗側にかかる費用一式。ただし電気を使わなければ動かない KALZA 商材の場合、電気代は売上のインセンティブに含まれるものとする。
- ・ KALZA 商材を KALZA が許可している営業エリアの外へ搬送した費用一式。

2：サービスの定義および期間

本サービスは、弊社の定めたエリアで店舗をかまえる場所に、KALZA 商材を設置提供し、売上を回収し、決まった利率配分をお店にお支払いするまでのサービスである。

本サービスは KALZA 商材を設置して営業を開始から 180 日間は無料サービスの範囲にて、災害や有事の事態を除いては、いかなる事由であっても解約する事はできない。営業開始から 180 日に満たない場合の解約を希望する場合は、KALZA 商材 1 台に対して金 15,000 円（税別）を弊社へ違約金として支払うものとする。

店舗がやむをえず弊社のエリア外に出てしまう場合や店舗をやむをえず閉鎖もしくは休止する場合による解約の場合は KALZA 商材 1 機に対して金 8,000 円（税別）を弊社へ違約金を支払うものとする。

ただし、付属を付けない通常の状態ですべての重量が 30Kg を超える KALZA 商材もしくは 3 辺（横・奥行・高さ）のどれかが 1.6m 以上の KALZA 商材の場合は、KALZA 商材を設置して営業を開始から 270 日間は無料サービスの範囲にて、災害や有事の事態を除いては、いかなる事由であっても解約する事はできない。

営業開始から 270 日に満たない場合の解約を希望する場合は、KALZA 商材 1 台に対して金 35,000 円（税別）を弊社へ違約金を支払うものとする。

店舗がやむをえず弊社のエリア外に出てしまう場合や店舗をやむをえず閉鎖もしくは休止する場合による解約の場合はカプセル販売機 1 台に対して金 15,000 円（税別）を弊社へ違約金として支払うものとする。

本サービス以外を希望される場合は、別途希望のサービスごとに定める規約などに準じて行うものとする。ただし、本サービスも合わせての提供を希望される場合は、本規約と別途希望のサービスごとに定める規約に準じる。

本サービスもしくは別途サービスかの判断が難しい要求の場合は、弊社とサービスを受ける者双方合意の元で決めるものとする。

本規約に記載の無い事象が発生した場合は協議合意の上、遂行する。

3：本規約の効力期間

本規約は、サービスの提供を開始した時点より有効とする。

また、本サービスの提供を中止もしくは解約するまで有効とする。

また本規約は弊社と本サービスを受ける者が協議の上、合意して改定する事ができるものとする。その場合、ホームページにて通知を行い知らせるものとする。

4：商品および景品について

本サービスで取り扱える商品および景品は KALZA 商材によって異なるものとする。
商品および景品については以下の様に定める。

- ・カプセル販売機を利用する場合

カプセル販売機もしくは、そのオプション機材を使って販売できるサイズのみとします。
生き物、液体、爆発物、危険物、食べ物、日本国の法令で取り扱いが禁止されているもの、公俗良序に反するもの、景品表示法により設定価格 200 円までの商品および景品は 1 個の仕入原価が市販価格 800 円を超えるものは、取り扱わないものとする。ただし、店舗側にて発券する「交換券」「当り券」や「金券」は、店舗が定める上限額によるものとする。

設定価格が 300 円を超える場合は 1 個の仕入原価が設定価格の 5 倍を超えないものとする。カプセル販売機に投入する全ての商品および景品が販売価格より仕入原価の方が高い価格設定は行わない。

また、いかなる事由であっても商品および景品に対しての返金・返品・交換は弊社では受け付けない。

ただし商品を購入直後に破損しているか明らかに動く見込みが無い場合（電池切れや充電不足・経年劣化、塗装ムラ、傷等の避けられない現象は対象外）で商品および景品を購入されたお客様より現物提供と申告が一緒であった場合のみ返金を受け付ける。その場合は一旦、設置している店舗にて返金のみ受け付けていただき、お客様が購入した日付、返金額、購入した機械名を記載した書面と当該商品および当該景品を提出して頂ければ、店舗側で返金した額を店舗に支払うものとする。売り切れで無く、お客様が購入に要した適正な通貨を入れたにも関わらず、商品および景品が出てこない場合で返却ボタンを何度押しても返金されなかった場合は、返金を受け付ける。その場合は一旦、設置している店舗にて返金のみ受け付けていただき、お客様が購入した日付、返金額、購入した機械名を記載した書面を提出して頂ければ、店舗側で返金した額を店舗に支払うものとする。

返金額以外に賠償などを払ってしまった場合は、そのお金は弊社では返金しないものとする。

カプセルは原則回収するものとする。

商品台紙（POP）に記載している対象年齢や注意書きは遵守するものとする。

・ 占い機を利用する場合

弊社が利用する問屋より仕入れる専用の占い用紙のみを商品として補充する。

占い用紙の役（小吉・大吉・中吉など）をお店側が選ぶ事は、できないものとする。

また、デザインなども変更できないものとする。記載金額以外の硬貨を投入した場合も返金は、受け付けないものとする。

いかなる事由であっても商品に対しての返金・返品・交換は弊社では受け付けない。

売り切れでなく、お客様が購入に要した適正な通貨を入れたにも関わらず、商品が出てこない場合のみ返金を受け付ける。その場合は一旦、設置している店舗にて返金のみ受け付けていただき、お客様が購入した日付、返金額、購入した機械を記載した書面を提出して頂ければ、店舗側で返金した額を店舗に支払うものとする。

返金額以外に賠償などを払ってしまった場合は、そのお金は弊社では返金しないものとする。

占いの筒は原則回収するものとする。

・手動式／自動式販売機を利用する場合

生き物、爆発物、危険物、日本国の法令で取り扱いが禁止されているもの、公俗良序に反するものは、取り扱わないものとする。ただし、店舗側にて発券する「交換券」「当り券」や「金券」は、店舗が定める上限額によるものとする。

手動／自動式販売機に投入する全ての商品が販売価格より仕入原価の方が高い価格設定は行わない。

また、いかなる事由であっても商品に対しての返金・返品・交換は弊社では受け付けない。ただし商品を購入直後に、記載の品質が保たれていない場合や、破損しているか明らかに動く見込みが無い場合（電池切れや充電不足・経年劣化、塗装ムラ、傷等の避けられない現象は対象外）で商品を購入されたお客様より現物提供と申告が一緒であった場合のみ返金を受け付ける。その場合は一旦、設置している店舗にて返金のみ受け付けていただき、お客様が購入した日付、返金額、購入した機械名を記載した書面とその当該商品を提出して頂ければ、店舗側で返金した額を店舗に支払うものとする。売り切れで無く、お客様が購入に要した適正な通貨を入れたにも関わらず、商品が出てこない場合で返却ボタンを何度押しても返金されなかった場合は、返金を受け付ける。

その場合は一旦、設置している店舗にて返金のみ受け付けていただき、お客様が購入した日付、返金額、購入した機械名を記載した書面を提出して頂ければ、店舗側で返金した額を店舗に支払うものとする。

返金額以外に賠償などを払ってしまった場合は、そのお金は KALZA では返金しないものとする。

商品台紙（POP）に記載している対象年齢や注意書きは遵守するものとする。

・ゲーム機を利用する場合

勝負の結果に応じて景品が出てくるゲーム機の場合、権利、生き物、液体、爆発物、危険物、現金、金品（図書カードや商品券、ギフトカードなど単体で有価な物）、食べ物、未成年へ身体的影響があるもの、日本国の法令で取り扱いが禁止されているもの、公俗良序に反するものは取り扱わないものとする。

風営法を取得している店舗へ設置する場合、1個の仕入原価が市販価格800円を超えるものは、取り扱わないものとする。

風営法の取得が必要ない店舗の場合、景品は一般的に見て高額でないものを提供するものとする。（自転車、パソコンなど売却しても価値がある物を高額と定める）

偶発を除いて1回のゲームで取得できる景品は1個とする。

また、いかなる事由であっても景品に対しての返金・返品・交換は弊社では受け付けない。ただし景品を取得直後に、破損しているか明らかに動く見込みが無い場合（電池切れや充電不足・経年劣化、塗装ムラ、傷等の避けられない現象は対象外）でお客様より現物提供と申告が一緒であった場合のみ返金を受け付ける。その場合は一旦、設置している店舗にて返金のみ受け付けていただき、お客様が遊戯した日付、返金額、購入した機械名を記載した書面とその当該景品を提出して頂ければ、店舗側で返金した額を店舗に支払うものとする。景品切れで無くお客様が遊戯に要した適正な通貨を入れたにも関わらず、遊戯ができない場合や、獲得できた景品が出てこない場合で返却ボタンを何度押しても返金されなかった場合は、返金を受け付ける。

その場合は一旦、設置している店舗にて返金のみ受け付けていただき、お客様が遊戯した日付、返金額、購入した機械名を記載した書面を提出して頂ければ、店舗側で返金した額を店舗に支払うものとする。

景品切れにも関わらず行われたゲームについては、返金、再挑戦は弊社では受け付けない。勝負の結果に関係なくお金を支払わなければならないゲームの場合、お客様が遊戯に要した適正な通貨を入れたにも関わらず、ゲームが動かない場合で返却ボタンを何度押しても返金されなかった場合は、返金を受け付ける。その場合は一旦、設置している店舗にて返金のみ受け付けていただき、お客様が遊戯した日付、返金額、遊戯した機械名を記載した書面を提出して頂ければ、店舗側で返金した額を店舗に支払うものとする。

ゲームの内容やルール、結果、景品等に不服を申し立てたものへの返金、再挑戦は弊社では受け付けない。

返金額以外に賠償などを払ってしまった場合のお金をKALZAは返金しないものとする。

ゲームのルールや記載している対象年齢や注意書きは遵守するものとする。

5：補充

補充は弊社の本規約で定めた「商品および景品について」のみで行う。また本サービスにて提供した KALZA 商材にのみ行う。

補充が含まれないコースを選んでいる場合は補充は行わない。

1 回の補充の最低商品個数は KALZA 商材にて異なるが、機器の補充できる最大容量の 20%とする。1 回の補充の最高個数は、機器の補充できる最大容量の 90%とする。

本サービスを受けるものが補充個数を指定する事は、できないものとする。

また補充する商品の具体的な商品名や商品を指定する事はできないものとする。

店舗側は商品のジャンルのみ指定できるものとする。

商品は残り残数が 10%以下になるか、または補充してから 120 日経たないと入れ替える事はできないものとする。

ただし、弊社にて入れ替える必要があると判断した場合は弊社の判断に準じるものとする。

6：現金回収

現金回収は弊社が行うものとする。その際、投入された金額から決められた配当を支払うものとする。

配当は日本国内の消費税率や掛かる経費により適宜見直しを行う。

支払いは、その場で現金にて支払うものとする。

それ以外のお金は「無料の定義」に準ずるものとする。

振込みを必要とする場合は、各金融機関にて掛かる手数料一式を回収した現金から差し引くものとする。

7：メンテナンス

現金回収時に KALZA 商材の状態を確認し、適切に稼動する様、整備を行うものとする。
現金回収時以外でも、機材が頻繁に著しく適切な稼動にならない状態には弊社がスケジュールを調整したうえで、弊社にて対応するものとする。
設置店舗側または設置店舗を利用されるお客様の故意、過失問わず KALZA 商材が営業不能（商材の基本的な目的を果たす事が出来ない状態や機材の強度を確保できない状態）になった場合は修理代を店舗側が自らに帰責事由がある場合に限り全額弁償するものとする。ただし修理内容が部品を交換もしくは代替部品で事足りる程度の軽微なもの場合は、修理代を店舗側が支払う必要は無いものとする。

また弊社の判断で修理が不可能な状態または KALZA 商材の盗難にあった場合は、1 台につき金 15,000 円（税別）を自らに帰責事由がある場合に限り設置店舗側にて弁償するものとする。

ただし、付属を付けない通常の状態での重量が 30Kg を超える KALZA 商材もしくは 3 辺（横・奥行・高さ）のどれかが 1.6m 以上の KALZA 商材の場合は、KALZA 商材 1 台に対して金 35,000 円（税別）を自らに帰責事由がある場合に限り設置店舗側にて弁償するものとする。

8：KALZA 商材の所有権

KALZA 商材はレンタル提供であり設置店舗側の所有品では無いものとする。

転売、譲渡、売却は禁止とする。商材に関する技術的や商売ノウハウや部品・機材提供は行わないものとする。

9：設置場所

以下のすべてに満たした場所にのみ本サービスは設置するものとする。

日本国内の弊社提供エリア内の店舗で屋内施設である事。

有人店舗であり、開店時間から閉店時間まで、必ず店員もしくは店舗関係者がおり、目視で本サービスの商材が監視できる範囲内に設置できる事。

不特定の人の往来または来店が可能かつ本サービスの利用が可能な場所である事。

容易に盗難やいたづら等の悪意行為が可能でない場所である事。

日本国内の法律に違反している経営状態の場所で無い事。

雨や水、粉塵、直射日光が長時間当たらない場所である事。

設置店舗が引っ越しや立ち退きなどで移動する、もしくは無くなる場合や経営者が変わる場合は事柄が発生する前に速やかに弊社へ知らせる事とする。ただしエリア外に移動の場合は「サービスの定義および期間」にも従う事。

10：移設の制限

弊社が設置したあとの機器類を設置店舗側が同一建屋内であれば設置した機器を移動させて陳列のレイアウトを変更する事ができる。ただし、いかなる理由であっても1項に定める「無料の定義」の範囲を遵守するものとする。

レイアウト変更により設置するスペースが確保できなくなった、雰囲気が変わった為、お店のコンセプトが変わった、やはり必要を感じなくなった等、設置店舗都合によって最低利用期間より前に9項「設置場所」に適応しない場所（例：倉庫・事務所内など）に移動する事は禁ずる。発覚した場合は13項に該当するものとし、店舗は違約金を支払うものとする。

11：責任区分

弊社は設置店舗様との間での業務を行うものとし、設置店舗様と本サービスの商材を利用されるお客様との間については、一切の関与をしないものとします。

お客様からの両替や商品の返金・返品・交換希望を受付ません。

また、本サービスの商材で得た商品や景品で設置店舗様と商品や景品を得たお客様との間で発生したクレームやトラブルについては一切の責任関与を負わないものとする。

12：本サービスの終了による本サービスの解約

以下の場合には本サービスの終了を弊社が行う事となり、提供中の KALZA 商材と商品を弊社にて撤去するものとする。「サービスの定義および期間」で定める 180 日未満と 270 日未満の利用期間に満たない場合でも違約金の支払いは店舗側には発生しない。

- ・ 新サービスへ移行のために現行サービスを終了させる場合
- ・ 弊社の本サービス継続が困難になった場合
- ・ 弊社の存続が不能に陥った場合
- ・ 日本の法令により本サービスを提供できなくなった場合
- ・ 災害や有事により本サービスを提供できなくなった場合

13：本サービスの強制解約

以下の場合には強制解約となり、提供中の KALZA 商材と商品を弊社にて撤去するものとする。また強制解約の場合、「サービスの定義および期間」で定める 180 日未満と 270 日未満の利用期間に満たない場合は違約金の支払いが発生するものとする。

- ・ 設置店舗の経営者が所在不明になった場合
- ・ 設置店舗の虚偽の申告で本サービスの提供を受けた事が発覚した場合
- ・ 設置店舗が反社会勢力またはテロや武装勢力の場合
- ・ 設置店舗が無くなった場合
- ・ 設置店舗が営業停止もしくは営業禁止になった場合
- ・ 設置店舗がエリア外に移動した場合
- ・ 設置店舗の経営者が変わり、前任者からの契約引継ぎが行われなかった場合
- ・ 弊社への協議なく、店舗側の故意でお店の来店者へ本サービスを提供できない状態にした場合
- ・ 本規約に同意しない場合
- ・ 本規約に著しく反している場合
- ・ 本規約を遂行できなくなった場合
- ・ KALZA 商材に適さない利用を行った場合
- ・ 本サービスを受ける事に適さない場合もしくは行為
- ・ 設置店舗側の故意過失により返金が続発する事態を招いた場合
- ・ 来店者による営業妨害や盗難にあったにも関わらず、店舗側にて二次被害対策もしくはは再度被害に合わない為の対策を講じない場合

14：再契約について

無料サービスを解約した場合または強制解約になった場合、同じ店舗、系列店舗、同じ経営者もしくは、その関連者にて再度契約を弊社に依頼する事はできないものとする。

本規約は2022年6月6日施行

(2014年6月6日)

規約で取り決める商材の範囲が拡大した為、旧規約を廃棄し新規約として本規約を施行

(2017年5月13日)

消費税の変動対策の為、旧規約を廃棄し新規約として本規約を施行

(2017年6月21日)

災害や有事の際に違約金がかかる旨と誤記されていた為、旧規約を廃棄し新規約として本規約を施行

(2022年6月6日)

最低利用期間逃れのための措置について、旧規約を廃棄し新規約として本規約を施行

KALZA

福岡県福岡市南区井尻3丁目22-4